

# 「飯まちプレミアム商品券」発行事業実施要綱

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 飯塚商工会議所（以下「会議所」という。）と飯塚市商工会（以下「商工会」という。）は、消費の喚起を促進させ地域経済の活性化を図るため、飯まちプレミアム商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

2. 本事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 商品券発行事業の運営および管理等は会議所が行う。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、平成29年7月10日(月)から平成30年2月22日(木)までとする。

(発行総額およびプレミアム)

第4条 商品券の発行総額は220,000,000円とし、うちプレミアム金額は20,000,000円とする。

(商品券の種類等)

第5条 発行する商品券の種類、枚数は次の通りとする。

(1) 500円券22枚綴りを10,000円で販売する。

(券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 実施主体およびその所在地
- (2) 金額および利用期間
- (3) 通し番号
- (4) 釣銭の取扱いをしないこと
- (5) 紛失、盗難等の免責
- (6) 換金性の高いもの、たばこ等の購入は不可
- (7) 転売禁止
- (8) 事業用資産の購入及び事業用仕入の商品券利用の禁止

## 第2章 商品券の販売

(商品券の購入方法)

第7条 商品券の購入者は、事前予約の受付期間平成29年8月1日(火)から平成29年8月15日(火)までに往復ハガキによる予約をするものとする。当選結果を返信ハガキで発送し、当選ハガキ、購入代金(現金)を持参の上、引換えを行うものとする。

抽選においては、市役所・商工会・会議所の3者立会のもと行うものとする。

また、予約冊数が販売冊数に達しなかった場合及び引換キャンセルが出た場合は、平成29年9月10日(日)より対面販売を行い「商品券購入申込書」に住所、氏名、購入金額等を記入し、現金で購入する。

(購入対象者)

第8条 商品券の購入対象者は18歳以上の方に限るものとする。

(購入限度額)

第9条 一人あたりの購入限度額は80,000円までとする。

(引換場所)

第10条 商品券の引換場所は、飯塚商工会議所とする。(飯塚市吉原町6-12 電話22-1007)

(引換期間)

第11条 商品券の引換は、平成29年9月1日(金)から平成29年9月8日(金)までとする。

- (1) 平成29年9月2日(土)、3日(日)も引換を実施する。
- (2) 引換時間は、9時から16時とする。

(対面販売場所)

第12条 商品券の第7条の対面販売場所は、平成29年9月10日(日)、飯塚市役所で一斉販売する。

平成29年9月11日(月)から平成29年12月28日(木)までは、飯塚商工会議所並びに商工会穂波本所(以下「会議所等」という)で販売する。

(販売期間)

第13条 商品券の販売は、平成29年9月10日(日)から平成29年12月28日(木)までとする。ただし、販売総額に達したときはその時点をもって終了する。販売日、販売時間については、次の通りとする。

- (1) 平成29年9月10日(日)の一斉販売は、10時から15時とする。
- (2) 会議所等は、平日の9時から16時とする。上記以外の土・日・祝祭日の販売は行わない。

(販売周知)

第14条 販売の周知方法は、次の通りとする。

- (1) 会議所報ならびにホームページ
- (2) 飯塚市報ならびにホームページ
- (3) その他不特定多数の消費者に周知可能な方法

### 第3章 商品券の利用

(利用期間)

第15条 商品券の利用期間は平成29年9月1日(金)から平成30年1月31日(木)までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第16条 商品券を利用できる事業所は、第22条により登録した事業所とする。

(利用制限)

第17条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の利用対象外とする。

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い。
- (2) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
- (3) たばこの支払い。
- (4) 生命保険料・損害保険料などの保険料の支払い。
- (5) 当該事業所の収入にならないものに対する支払い。  
例)・振込用紙での支払い  
・インターネット、通販などでの買物に対する支払い  
・チケット代の支払い(コンサートチケット、航空券など)
- (6) 医療費の支払い。
- (7) オートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払い。
- (8) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類および仕入れ商品等の支払い。
- (9) 国や地方公共団体への支払いおよび公共料金などの支払い。
- (10) 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業に関わる支払い。
- (11) その他会議所会頭が指定するもの。

(釣銭)

第18条 商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第19条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(商品券の破損等)

第20条 破損した商品券は、「通し番号」が確認でき、全体の3分の2程度が残っていれば商品券とみなす。

(不正利用の損害)

第21条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

## 第4章 加盟店

(加盟店の登録資格)

第22条 商品券を取り扱うことのできる事業所(以下「加盟店」という。)の登録資格は、飯塚市内に事業所を有するものとする。

(加盟店の募集)

第23条 加盟店募集の周知方法は会議所会報等によるものとする。

(加盟店の登録)

第24条 加盟店を希望する事業所は、会議所等に「取扱加盟店申込書」を提出するものとする。

(加盟店の脱退)

第 25 条 加盟店を脱退しようとする事業所は、会議所等に所定の「取扱加盟店中止届出書」を提出するものとする。

(換金期間)

第 26 条 利用者から受け取った商品券の換金期間は平成 29 年 9 月 7 日(木)から平成 30 年 2 月 22 日(木)までとし、換金日は別途定める。換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第 27 条 利用者から受け取った商品券は会議所等に持参し、必要事項を記入した「商品券換金明細書」とあわせて提出する。

1. 会議所等は加盟店から提出された商品券の提出があったときは、プレミアム分負担金として 500 円券 1 枚につき 10 円を差引き、小切手により支払うものとする。

(加盟店の責務)

第 28 条 加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、第 15 条に掲げたものを除き商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- (2) 会議所等が配布する加盟店ステッカー等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに会議所等に申出ること。
- (4) 会議所等が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をする事。
- (5) 本要綱および会議所等からの指示を遵守すること。

(加盟店資格の喪失等)

第 29 条 前条の各号に反する行為と会議所が認めた場合は、必要に応じ、換金の拒否、加盟店の登録取り消しおよび損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第 30 条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第 31 条 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに会議所等に届け出るものとする。

## 第 5 章 雑 則

(会議所の責務)

第 32 条 会議所は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の発行、回収および在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- (2) 商品券の保管・管理は特に厳重に行うこと。
- (3) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに会頭に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに、加盟店にその旨通知すること。

(4) 上記各号のほか、商品券発行業務に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第 33 条 会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は会議所の責務とし、会議所は損害の補償をするものとする。

(その他)

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、会議所、商工会で協議し、会議所会頭が別に定める。

附 則

(施行期日)

この実施要綱は、平成 29 年 7 月 10 日(月)から施行する。